

碧南市藤井達吉現代美術館

創作室利用の手引き

平成20年11月15日

碧南市藤井達吉現代美術館

碧南市藤井達吉現代美術館創作室は、市民の皆さんの芸術文化活動の場として、有料でご利用いただけます。

1 創作室の概要

階数	地下1階
面積	63㎡
備品	机6ヶ、椅子48ヶ、流し台1台、 ホワイトボード1台

2 使用料

午前（10時～12時） 300円、午後（13時～18時） 950円
※ただし、入場料若しくはこれに類するものを徴し、又は招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合は、その徴する額（段階を設けているときは、その最高額）が1人につき500円以上であるときの使用料は、この金額の2倍とします。なお、収支計画書、収支報告書を提出してください。営利を目的とする利用はできません。

3 利用のご案内

(1) 利用できる範囲

芸術文化活動

(2) 利用できる時間

- ①午前は10時～12時
- ②午後は13時～18時

(3) 禁止事項

次に掲げる事項については、禁止しますので、必ずお守りください。

- ①情報コーナー等での作品の制作
- ②物品の販売や金品の募集
- ③商業宣伝、営業等の行為
- ④利用目的に違反する行為
- ⑤生花などの生きものや華美な装飾品の館内への設置・持ち込み
- ⑥特に指定された場所以外の館内での飲食、喫煙、又は火気の使用
- ⑦利用の権利を他に譲渡し、又は転貸すること。
- ⑧公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがある行為

⑨その他教育委員会が不相当と判断する行為

(4) 利用許可の取消し及び利用の中止

次に掲げる事項については、利用許可を取消します。

- ①許可に付された条件に違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- ③上記禁止事項に違反したとき。

(5) 注意事項

- ①ごみは、各自お持ち帰りください。
- ②利用許可の取消し及び利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、教育委員会はその責任を負いません。
- ③利用許可を受けた人が、創作室及びこれに付属する器具を、利用許可を受けた目的以外に使用したり、これらの権利を譲渡したり、転貸したりすることできません。
- ④利用者は、利用を終えたとき、又は利用を取り消されたときは、直ちに現状に回復してください。
- ⑤故意又は過失により施設、設備、物品、美術作品等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに美術館に申し出てください。その場合、それによって生じた損害を教育委員会の指示す方法で賠償していただきます。
- ⑥利用期間中の事故等は、一切利用者の責任において解決してください。

4 利用申込の手続き

(1) 受付・審査

間違いを防ぐため、電話での申し込みはできません。

- ①原則、毎月初日に6月後の1月分の抽選を行い（休館日の場合はその翌日）申請を受け付けます。その後は、美術館地下1階事務室にて先着順で申請を受け付けます（申請は利用日前7日まで）。

ア．抽選時間 10時15分

イ．抽選場所 美術館地下1階事務室

②申請書類

碧南市藤井達吉現代美術館利用許可申請書

③審査

申請後、提出された申請書類のほか、必要に応じて詳細を確認のうえ申請内容の審査を行います。内容が碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例、碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則に抵触する場合は、利用を許可しない場合があります。

(2) 許可通知

申請者に利用の許可・不許可について通知します。

(3) 使用料納付

許可通知同封の「領収済通知書」をご持参の上、美術館地下1階事務室で納付してください。納付後に利用許可書を交付します。

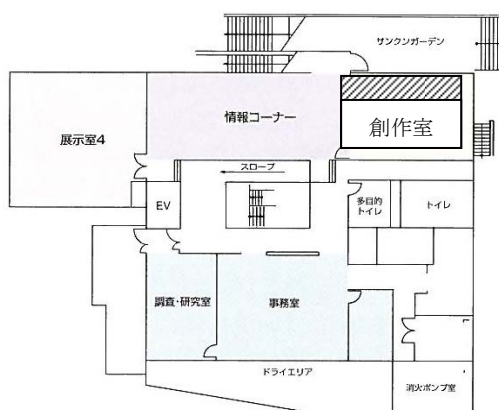
(4) 変更・取消し

①利用内容に変更があった場合は、利用許可書を提示し「碧南市藤井達吉現代美術館利用変更許可申請書」を提出してください。

②利用者より利用日の7日前までに取消し申請をした場合は、使用料は「碧南市藤井達吉現代美術館利用取消申請書」及び「利用許可書等」の提出により、その提出時期に応じて全部又は一部をお返しします。

ア. 利用日前30日までに申請のあった場合・・・・・・・・・・100%

イ. 利用日前7日までに申請のあった場合・・・・・・・・・・50%



地下平面図